２０２4年5月3１日

国連ビジネスと人権作業部会による訪日調査最終報告書に関する

DPI日本会議声明

特定非営利活動法人DPI（障害者インターナショナル）日本会議

議長　平野みどり

DPI（障害者インターナショナル）日本会議は全国9３の障害当事者団体から構成され、障害の種別を越えて障害のある人もない人も共に生きるインクルーシブな社会（共生社会）の実現に向けて運動を行っている。

国連では「ビジネスと人権に関する指導原則」(\*1)を定めており、日本でもそれに沿って「ビジネスと人権に関する行動計画(NAP)」(\*2)を定めている。2023年7月24日から8月4日まで、「国連ビジネスと人権の作業部会」のメンバーが来日し、「ビジネスと人権に関する指導原則」の下で、日本政府と企業がそれぞれの人権に関する義務と責任を履行するための取り組みを検証することを目的とし、政治、地方自治体、民間団体（DPI日本会議を含む）関係者にヒアリングを実施した。2024年5月28日に国連ビジネスと人権作業部会が、2023年7月24日～8月4日に実施した訪日調査の結果を踏まえた最終報告書を国連人権理事会のWebサイト(\*3)で公表した。

最終報告書の中で、記載されている障害者分野のポイントは下記の４点になる。

1. 職場差別、低賃金、偽装雇用、代理雇用などの問題が懸念
2. 障害者雇用促進法は民間企業2.5％、国の事業体2.8％の雇用枠を定めているが、基準の拡大が必要
3. 介助制度は通勤や勤務時間中の障害者を十分に支援しておらず、制度の複雑さが問題
4. 2022年に4,138人の障害者が虐待を受け、旅行や不動産での差別も問題となり、特に女性は深刻な差別に直面している

DPI日本会議は、2023年7月26日に国連ビジネスと人権作業部会から受けたヒアリングにおいて、提言した内容が最終報告書にほとんど含まれていることに敬意を表し、指摘ポイントを改善するために、日本政府に対して、障害者分野を含めたNAP上のKPIの設定、独立機関としての国内人権機関の設置を求める。国内人権機関は、企業による侵害事例や救済のためのモニタリングの実施、および、人権教育の実施を担うことを求める。

(\*1) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100116940.pdf>

(\*2) <https://www.mofa.go.jp/files/100104121.pdf>

(\*3) <https://undocs.org/en/A/HRC/56/55/Add.1>